

令和2年（ヨ）第386号 原子力発電所運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子 外5名

債務者 関西電力株式会社

## 第4準備書面

(第5層と法律上の要請、コロナ禍での避難困難性)

2020年9月1日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債権者ら代理人弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 加 納 雄 二

ほか

### 目次

|    |   |    |
|----|---|----|
| 第1 | はじめに.....   | 2  |
| 第2 | 深層防護第5層の不備は、人格権侵害にならないか.....                                    | 2  |
| 1  | 人格権侵害の「具体的危険」とは何か。.....   | 2  |
| 2  | 法律が求める原子力発電所の安全性.....   | 4  |
| 3  | 第5層までの防護手段は原子炉等規制法の法的義務であること.....                               | 5  |
| 4  | 他の分野の法律との比較.....  | 8  |
| 5  | 小括.....   | 10 |
| 第3 | 新型コロナウイルスの感染防止対策と被ばくからの防護は両立せず、避難できないことによる人格権侵害の具体的危険があること..... | 11 |

|   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 屋内退避.....                   | 11 |
| 2 | 避難車両での避難.....               | 13 |
| 3 | スクリーニング、簡易除染での密集、密接、密閉..... | 18 |
| 4 | 避難所.....                    | 18 |
| 5 | 小括.....                     | 23 |

## 第1 はじめに

答弁書における債務者の主張の骨子は、①本件各原子力発電所では、深層防護の第4層までの対策がとられているから、債権者らの人格権を侵害する具体的危険がないというもの（債務者は、「第5層の防護レベル（避難計画）の内容の当否は、本件仮処分の主たる争点にはなり得ない。」（答弁書53頁下から10行目～9行目）とまで主張している。）、②国及び福井県は、原子力災害時の防護措置と新型コロナウイルスの感染防止対策を両立させるよう努めているから、本件各原発で事故が起きた場合に、避難できないことによる人格権侵害の具体的危険はないというものである。

以下、第2において、上記①の主張に対し、第3において上記第②の主張に対し、それぞれ反論する。

## 第2 深層防護第5層の不備は、人格権侵害にならないか

### 1 人格権侵害の「具体的危険」とは何か。

- (1) 人格権侵害の「具体的危険」とは何だろうか。反対概念は「抽象的危険」であろうから、これを区別するメルクマールは、「危険がある」という主張に具体的根拠があるか否かであると、一応は考えられよう。しかし、これでも

明確ではない。従前、「抽象的危険」の典型例のように言われた「隕石落下の危険」であっても、地球の歴史上、隕石の落下は確実に発生しており、特定の場所に隕石が落下する危険の程度は計算することが可能であるから、「隕石落下の危険」に具体的根拠がないとはいえない。そうすると、結局、社会通念がどのレベルの危険に対して対処を求めているかという基準で考えるを得ないのであり、社会通念を反映した安全基準が策定され、その基準に適合する原発については人格権侵害の具体的危険は否定されるが、その安全基準に適合しない原発、あるいはそもそも適合したとされる安全基準自体が社会通念から背馳する場合は、その原発は人格権侵害の具体的危険が否定できないと評価されるべきである。

- (2) 社会通念の所在を探求するのは容易ではない。しかし、少なくとも法律の定め（原子力基本法、原子力規制委員会設置法、原子炉等規制法）は、それを探求する重要な手がかりであり、特段の事情がない限り、法律は社会通念を反映していると考えられる。すなわち、社会通念上無視しうる程度の抽象的危険であれば具体的対策まで法律上求められないが、社会通念上無視することができない具体的危険に対しては、具体的対策を求める条項が法律に定められる。社会通念が求める対処をしているというためには、法律に則っていることは十分条件とは言えないが、必要条件であるということ是可以する。

そうすると、原子炉等規制法に基づいて制定された新規制基準が、福島原発事故という深刻な事故を起こしてしまったことの反省に基づいて制定され、あるいは改正された原子力発電所の安全性に関する上記各法律の要請を満たしているのであれば、新規制基準に適合している原子力発電所については人格権侵害の具体的危険は否定できるということになるだろう。しかし、新規制基準が原子力発電所の安全性に関する法律上の要請を満たしていないのであれば、当該原子力発電所が新規制基準に適合していても、人格権侵害の具体的危険を否定できないことになる。

## 2 法律が求める原子力発電所の安全性

- (1) 福島原発事故を経て改正された原子力基本法が、安全確保については「確立された国際的な基準を踏まえ」るべきことを定めたこと、原子力規制委員会設置法も「確立された国際的な基準を踏まえ」ることを原子力規制委員会の職務として定めたことは、申立書に記載した（11～13頁）。そして、IAEAの安全基準が定める「深層防護」の思想が、確立した国際的な基準であり、原子力災害対策特別措置法は、国の責務として、「深層防護の徹底」を明記していることも申立書に記載した（12～13頁）。
- (2) そもそも、福島原発事故後、社会全体に深層防護の思想が重要視されるようになったのは、福島原発事故前、原子力安全委員会が、深層防護の第3層までしか規制の対象としていなかったことに起因している。日本の原発は過酷事故を起こさないものとされていたから、起こることを前提とする第4層、第5層は規制の対象とする必要はないとされていたのである。そのことが福島原発事故を招いたという痛切な反省に基づき、改めて深層防護の思想を徹底すべきことが叫ばれ、改正原子力基本法にも、原子力規制委員会設置法にも「確立された国際的な基準」を踏まえるべきことが明記されたのである。ところが、その後策定された新規制基準は、第4層を規制の対象としたものの、第5層を規制の対象とせず、合理的な避難計画の策定を原子炉設置（変更）許可処分と関連付けなかったのである。
- (3) このような福島原発事故後の立法の経緯を踏まえると、第5層を規制の対象としなかった新規制基準は、法律の要請を満たすものではないというべきである。そうすると、仮に本件各原発が新規制基準に適合しているとしても、新規制基準自体が安全性に関する法律上の要請を満たしていないのであるから、本件各原発を運転することによって債権者らの人格権が侵害される具体的危険は否定できないというのが論理的帰結である。

3 第5層までの防護手段は原子炉等規制法の法的義務であること

深層防護の第5層を規制対象とすることが法的義務であることを更に詳述する。

(1) 原子炉等規制法は原子力災害の防止を法的義務としている

原子力災害とは、「原子力事業者の原子炉の運転等」「により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外」「へ放出された事態」「により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害」（原子力災害対策特別措置法第2条1号・2号）のことであり、原発事故による人格権侵害とは、当然のこととして、原子力災害を含む。

改正原子炉等規制法は、「放射線による有害な影響から人の健康及び環境を保護すること」すなわち、原子力災害から人と環境を守ることを「原子力安全規制の目的」とする立法趣旨を有する（甲7・5頁）。

そして、当該立法趣旨を踏まえ、原子炉等規制法は、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止」することを目的に明記し（同法第1条）、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないもの」であることを設置許可の要件とし（同法第43条の3の6・第1項4号）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止」「に関し」「必要な措置を講ずる責務」を原子力事業者の責務として定めている（同法57条の8）。

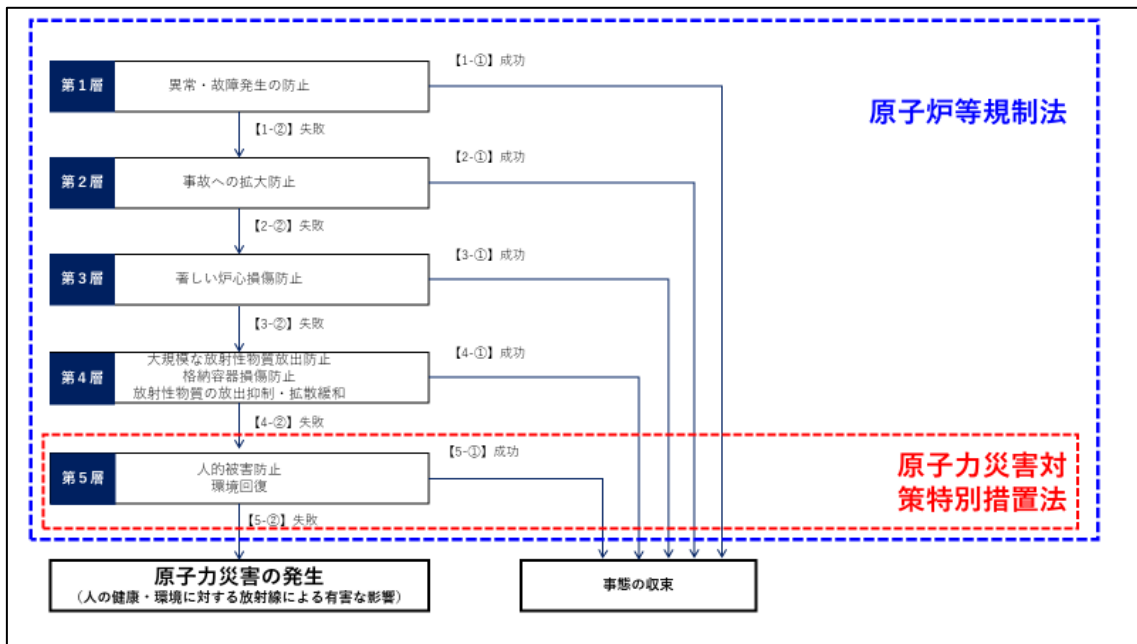
つまり、原子炉等規制法は、原子力災害の防止を原子力事業者の法的義務として定めており、同法がその詳細を定めることを委任する原子力規制委員会規則にも原子力災害の防止まで求めていると解される。

(2) 原子力災害の防止手段には深層防護の第5層まで含む

原子力災害の防止手段は、深層防護の考え方によれば第1層から第5層までがある（申立書6頁、7頁）。そして、原子炉等規制法に原子力災害の防止手段について何ら限定又は除外するような条項が存しない以上、同法は、規制内容として、第1層から第5層までのすべての手段を求めていると解される。

また、原子力災害に対する対策等という第5層に関する事項を定めている原子力災害対策特別措置法が、原子炉等規制法と「相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的」としていること（同法1条）からも、原子炉等規制法に原子力災害の防止手段として第5層の防護手段を求めていると解される。（下図参照。）

図「原子炉等規制法と原子力災害対策特別措置法の関係」



(3) よって、原子炉等規制法は深層防護の第5層までの防護手段を原子力災害防止のための法的義務として求めていると解される。

(4) これに対して、債務者は「深層防護の考え方における第1層から第4層の防護レベルに該当する」安全性向上対策の充実によって、本件各発電所の安全性が十分確保されている旨主張するが（答弁書7頁・下から2行目以降、8頁脚注）、当該主張は第5層の防護手段まで法的義務とする原子炉等規制法に反する。

また、田中俊一氏（平成28年12月当時の原子力規制委員会委員長）が福島原発事故の教訓から「準備が不十分な避難は、多くの犠牲者を出すなど深刻な結果につながる」として、第5層（避難計画）の準備が原子力災害防止に必須の手段であると認めていながら、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害指針における措置のみ行い、新規制基準に第5層の防護手段を

反映させなかったこと<sup>1</sup>も第5層の防護手段まで法的義務とする原子炉等規制法に反する。なお、新規制基準は第4層の防護手段のうち放射性物質の放出防止についても、原子力災害防止まで求める原子炉等規制法に反した定めをしている<sup>2</sup>

#### 4 他の分野の法律との比較

(1) 債務者の主張は、本件各原発は過酷事故を起こさないのだから、避難計画に不備があっても、債権者らの人格権を侵害しないというものであり、福島原発事故前の原発安全神話から一步も出ていないものである。この思想は、原子力発電所に特有のものであり、他の分野では通用しない。そもそも、事故が起こった時に一定の規模以上の被害が想定される科学技術設備については、設備自体の安全性を高めるだけでなく、万が一の事故が起こった時の被害回避の方策を取っていなければ、法令上、その設備の利用自体が許されないのである。そのことを、船舶と航空機を例にとってみよう。

##### (2) 船舶安全法

ア 船舶安全法は、その第2条において、13項目について国土交通省令等の定めるところによって施設することを義務付け、その第1条において、これらを施設しない船舶を航行の用に供することを禁じている。そして、その13項目の6番が「救命及び消防の設備」である。

イ 小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第49号）は、第6章第1節（第46条～第57条の5）において、救命設備の要件として、救命いかだ、救命浮器、救命浮輪、救命胴衣、救命クッション、浮力補助具、自己発煙

---

<sup>1</sup> 参照 <https://www.nsr.go.jp/data/000172848.pdf> ・ 4頁

<sup>2</sup> 原子炉等規制法は原子炉施設等が原子力「災害の防止上支障がない」ことを求めるが（43条の3の6・1項4号）、同法規則の解釈は「放射性物質の異常な水準の放出を防止」する手段（規則37条2項）について、異常な水準の放出が防止できるかどうかではなく「放射性物質の総放出量」が「環境への影響をできるだけ小さくとどめるもの」であれば有効性がある（規則37条の解釈）として違法な規制緩和をしている。



信号、火せん、信号紅炎、極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置の性能や仕様について詳細に定め、第2節（第58条～第58条の2）において、これらの救命設備の備付基準を定め、第3節（第59条～第63条の2）において積付方法を定め、第4節（第64条）において、救命設備の表示を義務付けている。

ウ したがって、万が一の海難事故の際の救命設備を備え付けていない船舶は、法令上航行することが許されないのである。ここで大切なことは、海難事故を起こさないためにどれだけ船舶本体の安全性を高めても、救命設備の義務付けについて例外がないことである。

### (3) 航空法

ア 航空法は、「航空機は有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。」（第11条第1項）と定めている。「耐空証明」とは、国土交通大臣が、当該航空機が、①国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準、②国土交通省令で定める騒音の基準、③国土交通省令で定める発動機の排出物の基準に適合することを認めるときに発するものである（同法第10条第4項）。

イ 上記①の国土交通省令で定める基準とは、航空法施行規則第14条、附属書第一であり、この4-6-2には、「航空機は、非常着陸の際に、航空機内にある者がすみやかに脱出できるような設備を有するものでなければならない。」と定められている。この設備は、いわゆる非常脱出用スライドのことである。

ウ したがって、非常脱出用スライドを備え付けていない航空機は、法令上、航空の用に供することができない。ここで大切なことは、航空機事故を起こさないためにどれだけ航空機本体の安全性を高めても、非常脱出用スライドの義務付けについて例外がないことである。

#### (4) 小括

船舶法及び航空法並びにその下位法令の定めによって判ることは、事故が起こった時に一定の規模以上の被害が想定される科学技術設備については、事故の可能性がいくら小さくても、当該設備利用の条件として、万が一の事故に備えて人的損害の発生の回避の措置をとることを求めるのが社会通念であり、そのことが、原子力発電所以外の分野においては法律上の要請にまで至っているということである。このことから、「深層防護」に類似の考え方は、原子力発電所に限らず、一定規模以上の被害が想定される科学技術設備においては、当然の社会通念であることが判る。

ここで改めて考えていただきたい。海難事故も航空機事故も場合によれば多数の被害者を出す。しかし、それでも被害の規模、程度、永続性、深刻さは原発の過酷事故とは比較にならない。福島原発事故をみればそのことは明らかであるし、福島原発事故が幸運の連鎖によって被害が小さくて済んだが、最悪の経過を辿れば、東日本が壊滅する可能性すらあったことは何度も反芻されるべきことである。海難事故や航空機事故の被害者は、自らの意思で乗船、搭乗した者であるのに対し、原発事故被害者の殆どは自らの意思と関係なくこれに巻き込まれる者であることも重要な視点である。このように考えたとき、船舶や航空機ですら万が一の事故の際の救命設備を備え付けていなければ航海や運航が許されないのに、原子力発電所が万が一の事故の際の救命手段である適切な避難計画が準備されていなくても運転が許されるという現実が社会通念に反し、社会的に許されない事態であることは明白である。

#### 5 小括

以上のとおり、本件における債務者の主張は、いわゆる原子カムラ特有の安全神話に色濃く彩られたものである。

ちなみに、大飯原発運転差止訴訟における名古屋高裁金沢支部平成30年7

月4日判決（判例時報2413・2414合併号71頁）は、避難計画の不備に関する住民の主張に対する判断を回避したが、これに対し、大塚直早稲田大学教授は、「避難計画の意義を極めて軽視するものであり、到底容認できない。」

「最新の科学専門的見地からの対策をとってもなお事故のおそれがなくなつたわけではないのであり、このように、恰も事故の対策をとっていれば事故は全くおきないかのような記述は、福島原発事故の教訓を全く得ていないものとして批判されなければならない。」と憤っておられることを紹介しておく。

### 第3 新型コロナウイルスの感染防止対策と被ばくからの防護は両立せず、避難できないことによる人格権侵害の具体的危険があること

国及び福井県による避難計画、指針等では、新型コロナウイルスの感染防止対策と被ばくからの防護を両立させることができず、債権者らには、避難できないことによる人格権侵害の具体的危険がある。以下、述べる。

#### 1 屋内退避

「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（乙20）では、「自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気は行わない。」とされている。ここで、「自宅等」とは、自宅に加えて、自然災害により自宅で屋内退避できない場合に用いるとされている指定避難所を指すと解される。

原発事故を起こすような巨大地震の場合、多くの住民が自宅の全壊や半壊、余震による危険、恐怖などによって自宅で屋内退避することが出来ないことは、2016年4月に起きた熊本地震で明らかになった。同地震は、同月14日に震度7（熊本県益城町）（前震）、その2日後の同月16日にも震度7（熊本県益城町）（本震）を観測するなど2度の大きな揺れを起こしたものであるが、前震に耐えた住宅に戻ったところを本震に襲われ、1階が潰れて死

亡した住民もいる（甲72）。同地震の際に、国が熊本県に対して全避難者の屋内避難の方針を伝えたところ、熊本県知事が「避難所が足りなくてみなさんがあそこに出たわけではない。余震が怖くて部屋の中にいられないから出たんだ。現場の気持ちが分かっていない。」と抗議している（甲73）。このように巨大地震の際には、建物倒壊による生命・身体への危険、余震による危険、恐怖などのため、自宅に屋内退避をすることなどできない。

福井県の「平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定」によると、例えば、福井平野東縁断層帯のマグニチュード7.6の地震の場合は、揺れと液状化による建物倒壊が4万2231棟、人的被害が死者1755人、負傷者8421人、避難者20万2613人などと想定されている（甲74・13頁）。多くの人々が、指定避難所で屋内退避をすることになると考えられる。

しかし、不特定多数の住民が集まってくる指定避難所（学校の体育館など）における屋内退避の場合に原則換気を行わないことは、たとえ被ばくからの防護ができるとしても、新型コロナウイルス感染症の感染が連鎖し、大規模な集団感染が発生する危険が大きい。九電の玄海原発を抱える佐賀県玄海町役場の担当者は「放射能対策と換気の兼ね合いは困難」と指摘している（甲63）。

また、内閣府は、「避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただく」（乙16・1頁）とする。しかし、この場合も、他人とともに換気を行わずに屋内で退避することになる。

このように新型コロナウイルス感染症による生命、身体に対する危険が大きいと分かっている屋内退避をあえて実行することなど到底できるものではない。その結果として、屋内退避が出来ず、放射性物質からの防護をすることができなくなる。

自然科学などの研究者らで構成する日本科学者会議（共同代表幹事は名古屋大学素粒子宇宙起源研究所の益川敏英名誉所長（同大特別教授）と昭和女子大学の伊藤セツ名誉教授）は、「原子力施設がひとたび事故を起こせば放射性物質防護のために屋内退避が不可欠で「密室」をつくらねばならない。新型コロナ対応とは相反する条件となる」「原発事故からの避難が極めて困難であることは、福島第一原発事故で浮き彫りになった。ましてや、コロナ禍のもとでの原発事故からの避難となると、仮に避難できたとしても、避難場所そのもので感染爆発、修羅場となりかねない。」と警告し（甲63. 甲64・1枚目）、「最低でも運転中の原発6基（関西電力3基、九州電力3基）の運転の停止を求める。」（甲64・2枚目）を重大な懸念を表明している。

## 2 避難車両での避難

- (1) 内閣府による2020年6月2日付「感染症の流行下でのUPZ内の防護措置（案）」においては、避難車両での避難について「感染者（軽症者等）とそれ以外の者では、車両を分ける、座席を離す等を行い避難。」「（例）・マスクを着用し、座席を十分離して着席。」「・追加車両の準備やピストン輸送の実施。」と記載されている。

上記案は「座席を離す」ことによって一度に乗車できる人数は従来より減ることになり、残った避難者らを「追加車両」あるいは「ピストン輸送」にて避難させる計画である。

- (2) しかし、避難車両として主に用いられるバスの運転手は、被ばくのリスクに加えて新型コロナウイルス感染症の感染リスクまで負わなければならない。従来の避難計画であっても民間のバス会社の協力を得ることが難しいにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症のリスクを負ってまで原発事故避難に協力してもらえるバス会社、運転手を十分に確保することは極めて困難である。
- (3) また、福島第一原発事故時の経験に照らせば、多数の避難者がいて、道

路が揺れや土砂災害などで寸断されている中で、避難に長時間を要するばかりで非現実的な計画であることが分かる。

すなわち、まず、債権者<sup>〇〇〇〇</sup>氏が、福島第一原発事故時に避難した経験は、次のとおりである。

「11日夕方5時ころに、大熊町の職場から、浪江町の自宅へ向けて出発しました。下の地図のピンク色の線がいつもの通勤経路で、赤色の線が1日の帰宅経路です。



(甲68から抜粋)

朝には平常どおり通れた通勤路が、帰宅時には<sup>ふたばまち</sup>双葉町へ入ったところで路肩が崩れたことにより通行止めとなっていました。6号線も津波で通行止めになったことから、警察官に促されて、谷筋の288号線へと迂回しなければなりませんでした。

走っている道が目の前で地割れし、対向車が地割れしたところへ落ち込んでいくのですが、片側一車線の狭い道で、自分の車はその対向車にぶつからないように運転するのが精いっぱいでした。

さらに、道には大きな石が落ちており、県が石をどかした後にも、岩ほど

もあるような無数の大きな石が防護柵を押しつぶして落ちていました。揺れるたびに石が山から落ちてきて、かわすのに必死でした。道の脇にある電柱が斜めに倒れ、電線が道にぶらんとかかっており、余震のたびに揺れるのを避ける必要もありました。

そうこうして、やっと葛尾村<sup>かつらおむら</sup>へ入りました。

葛尾村へ行けばすぐに自宅のある津島へ進めると思っていたのですが、葛尾村に入ると中学校の土留め<sup>どどめ</sup>が道に崩れてきていたため、通行できなくなっていました。そうしたところ、浪江町へ帰るといふ、工事の車両（工事用のハイエースのような車両とトラック）の運転手に出会い、その2台の車に、私の車の前後を挟んでもらって、船引<sup>ふねひき</sup>の峠道を越えました。冬タイヤをまだ履いていたおかげで、雪の山道と地震で雪崩れたと思われる峠道を、必死に轍を踏み外さないようにしながら越えていくことが出来ました。

船引の峠道を越えると、葛尾村への道が稲妻のようにジグザグに数十センチ幅で地割れしていました。工事の車両の人がヘッドランプで誘導してくれるのに従い、左右のタイヤで地割れを挟むようにして進み、左右にハンドルを切りながら村へと降りました。葛尾村へたどりつくことができたのは、本当にその方々のおかげでした。困った時に、「俺も浪江だからついてきな。」、「離れんでねえど」、「困ったときはお互い様だべ」と仰ってくださった町の方々の暖かさを思います。

葛尾村へたどりつけるように助けてくださった方々と別れ、私は自宅のある浪江町の津島へ向かいました。夜8時を過ぎていました。津島へ向かう道は、地震によってか山から水が道全体に溢れだし、すっかり板のように一面凍結していました。ブレーキを踏んだら終わりだと思い、エンジンブレーキを使いながら、カーブが続く池のようなアイスバーンを用心深く下りました。近所の親戚で70代のご夫婦（視覚障害者）の安否を確認して

から、帰宅しました。夜8時半を回っていました。平常時であれば車で45分の道のりが、この時は約3時間30分もかかりました。」(甲68)

以上のとおり、巨大地震発生時の車両の走行は、地割れや落石、倒れた電柱・電線、雪道等の障害物だらけの中での極めて困難な走行であり、平常時の4倍以上の時間を要している。

これに加えて、多数の避難者らの避難によって、大渋滞が発生する。下記は、福島第一原発事故時の3月12日に撮影された写真であるが、海近くに位置する浪江町中心部から、内陸部へと避難する自家用車の渋滞列である。普段は約45分の道のりを、原発事故時には約10時間かかったとのことである。



(甲68から抜粋)

渋滞について、福井県による平成26年7月29日付「原子力災害を想定した避難時間推計シミュレーション」は、土砂災害やスクリーニングに要する時間等を考慮することなく、車でUPZ外へ避難する時間をシミュレーションをしたものであるが、その結果をみると、標準パターンですら最低でも8時間以上、避難完了が最も長くなるパターンでは最長16時間近くもかかるとのことである(甲72・8頁)。これは、バス1台に40人乗車するという想定をした結果である(甲72・2頁)。

他方、2020年8月27日に福井県が行った、大飯原発3号機と高浜



原発4号機の同時事故を想定し、新型コロナウイルス感染症対策も想定した原子力防災訓練では、30人が4台のバスでPAZからUPZ外へバスに乗って避難した。そこでは、新型コロナウイルス感染症への感染の疑いがある人と濃厚接触をした人のためにそれぞれ1台ずつを準備し、それ以外の住民も間隔を空けて乗車する必要があるとして、わずか30人のためにバスを4台も準備している（甲71）。バス1台の乗車人数は、上記福井県によるシミュレーションのおよそ7分の1程度であることから、単純に計算してもバスを現在のおよそ7倍確保するか、または、ピストン輸送をする場合は、上記福井県によるシミュレーション結果（最長16時間）の何倍もの長時間を要することになる。

以上のような土砂災害、落石、倒れた電柱、積雪、大渋滞といった道路状況が予想される中で、バスでの避難や自家用車に乗り合っただけの避難の場合、かなりの長時間、密閉・密集した車内で過ごすことになり、新型コロナウイルス感染症による生命、身体への危険が大きい。この危険を考慮すると、バスや自家用車に乗り合っただけの避難を選択することができず、放射性物質からの迅速に避難をすることができない。また、「ピストン輸送」では、乗車人数も限られ、避難先との往復にも時間を要するため、何日経っても住民ら全員が避難することができずに、長期間被曝することになる。その間に、住民は、密閉した屋内退避の環境下で何日間も待機し、感染の連鎖が発生しかねない。

- (4) さらに、福島第一原発事故時の双葉病院の患者らの避難の経験からすると（準備書面3「第4」の「2」、甲47）、ピストン輸送を待っている間に原発事故の進展によって放射線量が高まり、人が近づけなくなる危険もある。そうすると、救助活動の中断につながり、住民は放射線量の高い環境に長時間滞在することになり被ばくを強いられ、ひいては避難できずじまいになる恐れも十分にある。

### 3 スクリーニング、簡易除染での密集、密接、密閉

福島第一原発事故時のスクリーニング、簡易除染については、次のような状況であった。

「スクリーニングを待つ行列は、体育館の周りを取り巻くようにして連なり、体育館の敷地へ入る道路にも延びていました。

私たちは、まず、体育館の敷地へ入る道路に延びている行列に並びました。だいたい3時間くらいは並びました。並んでいるうちに気分が悪くなってしゃがみ込む人、袋に嘔吐している人もいました。」(甲68)

こういった状況に、新型コロナウイルス感染症対策として「避難所の外に検温・問診のポイント設置」等が加わる(乙14・5頁)。放射性物質から防護するためには屋内でスクリーニングを待つことが必要であるが、「避難所の外」で検温・問診をするのであれば、被ばくを免れることができない。そして、スクリーニング、簡易除染(ふき取り、シャワーで洗い流すなど。)に加えて、検温・問診によって余計に時間がかかるのであり、ここでも放射性物質から迅速に避難することができない。

上記2020年8月27日に行われた福井県の原子力防災訓練に参加した住民は、一時集合施設(バス等による避難のために集合する施設)の受付で体温を数回測り直したことを受けて、「ただでさえ一刻を争う場面で、避難に遅れが出るのではないかと不安になった」と指摘している(甲75)。

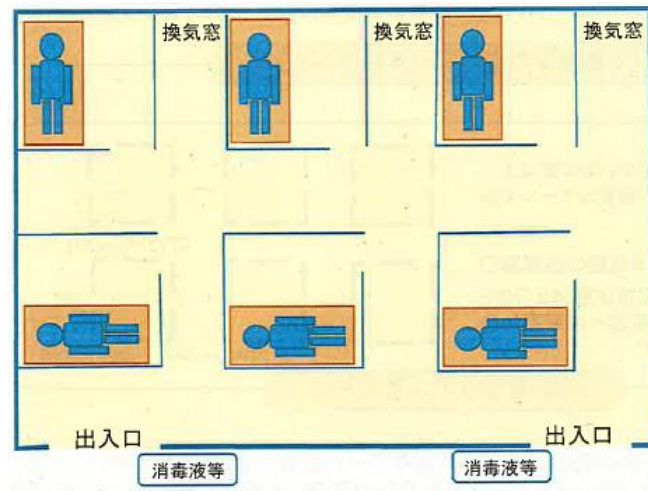
### 4 避難所

(1) 内閣府の「感染症の流行下でのUPZ内の防護措置(案)」(甲67)によると、「避難所等」においては「感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。」「避難先施設では、密集を避ける。」とある(甲67・2枚目)。そして、福井県の「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」(乙18)によると、「スペースの確保」として、一般避難者の場合は、「床に養生テープ等で、1人当たり4㎡以上のスペース、通路

幅2mを確保」、「※他の感染症（ノロウイルス、新型インフルエンザ）対策も考慮するなら、一人当たり5.5㎡以上が望ましい。」（乙18・4頁）とされ、濃厚接触者・感染が疑われる者の場合は、「専用スペース、動線を確保できるかどうか事前に確認（他の避難者と一切交わらないことが望ましい。）」「2棟以上の建物がある場合」「濃厚接触者や感染が疑われる者のみを収容する建物を決定」（乙18・4頁）である。

しかし、これらも非現実的である。すなわち、従来は避難所における一人当たりのスペースは2㎡が一般的であったところ（甲76）、新型コロナウイルス感染症対策のために福井県が確保しなければならないとするスペース（4㎡以上のスペース）は従来の2倍以上のスペースである。これだけでも避難所のスペースを2倍以上も確保しなければならず、実現が困難である。この点について、環境経済研究所の上岡直見代表は、「避難所は、1人当たり2平方メートルで雑魚寝前提です。地域の公民館などを床面積で割り振っているだけなので、物理的に距離を取って避難することがまず無理でしょう。」と内閣府・福井県の感染症対策措置が実効性のないことを指摘している（甲65）。

加えて、2mの通路幅、さらには濃厚接触者・感染が疑われる者には専用スペース、動線又は専用の建物を確保しなければならないとされている。専用スペースの例としては、内閣府が各都道府県等へ発した資料（甲66）によると、濃厚接触者は可能な限り個室管理とするとされ、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保するとされ、次のとおり、かなり広くスペースをとったレイアウトである。



(甲66・5頁)

原発事故時に避難する人数は、地震だけが発生した場合の人数とは桁違いに多く、地域一帯からの避難である。美浜原発のPAZ及びUPZの人口は37万9446人(甲77)、高浜原発のPAZ及びUPZの人口は16万7751人(甲69)、大飯原発のPAZ及びUPZの人口は15万5236人(甲70)とされている。この膨大な人数の避難者らについて、福井県の手引きに従えば、例えば美浜原発の場合は東京ドーム44個分<sup>3</sup>のスペースを確保し、濃厚接触者・感染が疑われる者については専用スペース、動線又は他の施設へ避難させることができるような数の施設、個室を確保することは困難である。NHKが福島県内の自治体に新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中で災害が発生した場合の避難所の対応についてアンケート調査(58自治体から回答)をしたところによると、「38自治体が「避難所で十分な距離や面積の確保が難しい」と回答」(甲76)していることから、十分なスペースを確保することは実際上困難であることが分かる。

(2) また、福島第一原発事故時の避難所の状況からは、密集した環境であるば

<sup>3</sup> 美浜原発のPAZ及びUPZの人口合計379,446人×5.5㎡(福井県手引き、乙18) = 2,086,953㎡

2,086,953㎡÷46,755㎡(東京ドームの面積) = 44.6個分

かりか、感染症が広がりかねない衛生環境であったことが分かる。下の写真は、福島第一原発事故時の避難所の様子である。人と人の間隔が無く、たくさんの方が密集して寝起きしている。



(甲68から抜粋 2011年3月12日に撮影 津島公民館)



(甲68から抜粋 2011年3月12日撮影 浪江高校の津島分校)

債権者■■■■氏が福島第一原発事故時に避難所で避難生活を送った状況は、次のとおりである（甲68）。

「布団に横になると、隣の人の掛け布団がかかるほど密接していました。

足の踏み場がありませんでした。」

「体育館の方は、畳が敷いてあって、1人1畳を使っている様子でした。

ついたてもなく、プライバシーなどありませんでした。」

「トイレはたくさんありましたが、ひっきりなしに、みなさんが使っていました。下痢の人が多く、長蛇の列で、トイレに間に合わず、失敗する人もいました。トイレが汚れるので、高校生くらいの子どもたちが、トイレ掃除隊として、マスクと防護服をつけて掃除をしてくれるようになりました。

「お風呂はありませんでした。車のある人は銭湯へ行くことはできたと思いますが、そうでない人は外部からお風呂を持ってきてくれた時に入るしかありませんでした。ただ、下痢の場合は他人へうつさないように入浴はできません。」

「洗濯物は乾かないですし、干す場所もありませんでした。」

以上のとおり、避難所は、多数の人がおり、避難等によって体調を崩す人も出てくる中で、トイレ、風呂、洗濯の設備が十分ではなく、感染症が流行しやすい環境である。感染者や感染が疑われる人が出た場合に、専用スペースの確保や機材の準備などを迅速に行わなければ、感染拡大を止めることはできない。

こういった避難所の衛生環境を整えるためには、自治体の職員やボランティアの手を借りる必要がある。しかし、新型コロナウイルス感染症を避難者らに移してはならないとボランティアが避難所へ来ることを控えたり、県外からのボランティアを受け入れない自治体も出てくると考えられる。福島大学の天野和彦特任教授は、「状況によっては県外からボランティアを受け入れるのも難しく、行政職員も不足することが想定される。」と指摘する（甲76）。

- (3) これまで述べてきたとおり、新型コロナウイルス感染症に罹患する危険のない避難所は準備されていない。そうすると、放射性物質から避難するには屋内への避難が不可欠であるにもかかわらず、放射性物質から避難できる屋内避難場所がないことになる。

## 5 小括

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策と放射性物質からの防護は両立せず、新型コロナウイルス感染症対策を考慮したとする内閣府・福井県の示す避難計画は、債権者らを被曝から防護するものではない。

以上